

保険料について ～静岡市国保の保険料～

保険料は、国保や後期高齢者医療制度に加入している人の医療費や、介護サービスを提供する費用として使われます。決められた日(納期限)までに、きちんと納付しましょう。

1 保険料の納付義務者〈国民健康保険法第76条〉

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主に保険料の納付義務が生じます。(これを擬制世帯主とよんでいます。)納付書、通知書などのあて名は納付義務者である世帯主になります。

2 保険料の計算

保険料は、医療分と後期高齢者支援金分と介護分(40歳から64歳までの人)の保険料を合算したものです。それぞれ、所得割額、均等割額、平等割額(介護分除く。)に分かれています。

(1) 保険料の計算方法

- ①世帯内で国保に加入している一人ずつの所得割額を計算し、合算します。
- ②世帯内の加入人数に応じた均等割額を加えます。
- ③平等割額を加えます。
(一世帯あたりの金額になりますので、世帯内の国保加入者が複数人であっても金額は変わりません。)
- ④医療分、後期高齢者支援金分、介護分ごとに計算し、それぞれ100円未満の金額を切り捨てます。
- ⑤医療分、後期高齢者支援金分、介護分を合算したものが年間保険料となります。

※静岡市国保のホームページ内の保険料自動計算で保険料が算出できます。
(ただし、保険料の軽減の判定はしません。軽減については、24ページを参照してください。)

(2) 年度途中の加入・脱退の場合

- ・年度途中の加入・脱退は月割りで計算します。

$$\text{納める保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$$

- ・納める保険料を残りの納付回数で割った金額が1回あたりの納付金額となります。

$$1\text{回の納付金額} = \text{納める保険料} \div \text{残りの納付回数}$$

- ・年度途中で75歳になる被保険者は、誕生日の前月までの保険料を納付していただきます。引き続き国保加入者がいる世帯では、世帯の保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で75歳になっても保険料は変わりません。
- ・転入者については、前住所地(個人住民税課税住所地)からの総所得金額等の回答があった後に、所得割額や軽減を反映させた保険料となります。そのため、加入時は基本料金(均等割、平等割)のみとなります。

医療分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和6年中総所得金額等※1} - \text{基礎控除※2} \right) \times \frac{6.08}{100} = \text{①※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 24,900円 $\times$ 人 = ②

③ 世帯あたり (平等割額) 20,900円 = ③ 20,900円

医療分 計 (① + ② + ③) = (A)

最高限度額66万円

後期高齢者支援金分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和6年中総所得金額等※1} - \text{基礎控除※2} \right) \times \frac{2.57}{100} = \text{①※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 10,500円 $\times$ 人 = ②

③ 世帯あたり (平等割額) 7,900円 = ③ 7,900円

後期高齢者支援金分 計 (① + ② + ③) = (B)

最高限度額26万円

介護分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和6年中総所得金額等※1} - \text{基礎控除※2} \right) \times \frac{2.33}{100} = \text{①※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 18,400円 $\times$ 人 = ②

介護分 計 (① + ②) = (C)

最高限度額17万円

- ・ 介護分は、介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳までの人)が対象となります。
- ・ 令和7年4月2日から令和8年4月1日の間に40歳になる人は、介護保険の第2号被保険者の資格を得る日(40歳の誕生日の前日)の属する月から納めます。
- ・ 65歳になる年度では、65歳になる月(誕生日の前日の属する月)の前月分までの介護保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で65歳になっても保険料は変わりません。
- ・ 指定障害者支援施設などの介護保険の適用除外施設※4に入所または入院している人は介護保険料の納付対象者から除外されます。

- ※1 国民健康保険料に係る総所得金額等とは、総所得金額(事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得・総合課税の譲渡所得・一時所得)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額及び長期譲渡所得の金額並びに短期譲渡所得の金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額等)の合計額(損益通算後、純損失等の繰越控除後。ただし、雑損失の繰越控除を除く)のことです。
- ※2 前年の合計所得金額が2,400万円超から2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超から2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超の場合は基礎控除の適用がありません。
- ※3 所得割額①は、世帯で国保に加入している人が複数いる場合は、加入している人1人ずつ計算したものを合計してください。計算結果がマイナスになるときは0としてください。
- ※4 詳細は17ページ『介護保険適用除外について』参照。

医療分 (A) + 後期高齢者支援金分 (B) + 介護分 (C) = 年間保険料

3 保険料の軽減

(1) 低所得者に対する軽減

世帯主(擬制世帯主を含む。)および国保の被保険者と特定同一世帯所属者※1の総所得金額等の合計金額(以下「合計所得」という。)が一定以下の世帯の場合、保険料のうち均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

所得がないため確定申告や市民税申告の必要のない人や所得のある人の扶養となっている人は、国保への申告が必要です。

所得の確認ができない人がいる世帯は、保険料の軽減が適用されません。ただし、20歳未満(生年月日が平成17年1月3日以降の人)は除きます。

① 令和6年中の合計所得が
43万円+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}以下の世帯

均等割額と平等割額の
7割を軽減します。

② 令和6年中の合計所得が
43万円+(30.5万円×被保険者数※2と世帯に属する特定同一世帯所属者数※1の
合算数)+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}の額以下の世帯

均等割額と平等割額の
5割を軽減します。

③ 令和6年中の合計所得が
43万円+(56万円×被保険者数※2と世帯に属する特定同一世帯所属者数※1の
合算数)+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}の額以下の世帯

均等割額と平等割額の
2割を軽減します。

①～③の合計所得は次のように判定します。

- ・ 公的年金等所得(令和7年1月1日で65歳以上)については、公的年金等所得から15万円を除いた金額で計算します。
- ・ 分離譲渡所得については、特別控除前の金額で計算します。
- ・ 専従者給与については、受給者の収入とはせず、支給者の収入に戻して計算します。
- ・ 所得金額調整控除後の金額で計算します。

※1 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで、国保の被保険者の資格があり、かつ、そのときの国保の世帯主とそれ以後も同じ世帯に属する人(後期高齢者医療制度の資格取得日に国保の世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主(擬制世帯主)である人)のことです。

※2 被保険者数には、擬制世帯主を含みません。

※3 給与所得者等の数とは、一定の給与所得(給与収入55万円超)または公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超)を受ける人のことです。

上記に該当しない人は、
27ページ『5 減額・免除制度』
もご覧ください。

(2) 未就学児に対する軽減

被保険者に6歳以下の未就学児がいる場合、6歳に達する日を含む年度の年度末までにかかる未就学児の均等割額を10分の5として保険料を計算します。低所得者に対する軽減が適用される場合は、適用後の金額を10分の5とします。

(3) 出産する被保険者に対する軽減

出産する被保険者に係る保険料のうち、対象期間の所得割額および均等割額を軽減します。低所得者に対する軽減が適用される場合は、適用後の均等割額とします。

○対象者：妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含みます。)

○対象期間：出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)

この制度の適用を受ける場合は、原則各区役所保険年金課に届出が必要です。

◆静岡市国保に加入する前に出産した人や、他保険者から出産育児一時金の支給を受けた人で、対象期間に国保資格がある場合も届出が必要です。

届出に
必要なもの

①資格確認書または資格情報のお知らせ ②母子健康手帳など
③マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類※1

※1 28ページ『国保の手続きには
マイナンバーが必要です!!』参照。

(4) 非自発的失業者に対する軽減

勤め先の都合(解雇・倒産など)により離職した64歳以下の人は、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30にした金額を用いて保険料を計算します。低所得者に対する軽減判定もこの金額を用います。ただし、給与所得が基礎控除額(43万円※1)以下の場合などは、この制度の適用を受けても保険料は減額されません。

この制度の適用を受ける場合は、各区役所保険年金課に届出が必要です。静岡市のホームページから電子申請することもできます。

制度の対象となる雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※1 23ページ『※2 前年の合計所得金額が』参照。

※2 28ページ『国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!』参照。

届出に
必要なもの

①資格確認書または資格情報のお知らせ
②雇用保険受給資格者証または
雇用保険受給資格通知
③マイナンバーカードまたは
通知カードと本人確認書類※2

(5) 後期高齢者医療制度移行により、国保被保険者が単身となる世帯に対する軽減

所得にかかわらず、世帯員（世帯主も含む。）が国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保に加入している人が一人になった場合、その世帯における保険料の平等割額を最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を軽減します。

(6) 被扶養者であった人に対する軽減

旧被扶養者（健康保険、共済組合などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことによって、国保に加入した65歳以上の被扶養者であった人）は、保険料の一部が軽減されます。

4 保険料の納め方〈国民健康保険法第76条の3〉

保険料の納付方法には、普通徴収 と 特別徴収 があります。

普通徴収

口座振替による納付です。（静岡市国民健康保険条例施行規則第16条の2）

※口座振替により難しい場合は、納付書による納付となります。

(1) 振替日（納期限） 6月～3月の各月末です。（全10回）

月末日が土曜日・日曜日・祝日年末年始などの場合は、金融機関の翌営業日となります。

振替日（納期限）			振替日（納期限）		
第1期	6月末	令和7年 6月30日	第6期	11月末	令和7年12月 1日
第2期	7月末	令和7年 7月31日	第7期	12月末	令和8年 1月 5日
第3期	8月末	令和7年 9月 1日	第8期	1月末	令和8年 2月 2日
第4期	9月末	令和7年 9月30日	第9期	2月末	令和8年 3月 2日
第5期	10月末	令和7年10月31日	第10期	3月末	令和8年 3月31日

振替日（納期限）を過ぎると延滞金が加算されます。（静岡市国民健康保険条例第28条・附則第8項）

(2) 申込方法

① WEB上での申込み（WEB口座振替申込 受付サービス）

必要なもの：納付通知書 ネット接続可能なPC、タブレット、スマートフォンなど 対象金融機関の口座

② 各区役所・静岡庁舎での申込み（ペイジー 口座振替受付サービス）

場 所：各区役所保険年金課 市役所福祉債権収納対策課

持ち物：納付通知書 来庁者のキャッシュカード 来庁者の本人確認書類

WEB口振申込▶



③ 金融機関での申込み（申込書による申込み）

場 所：金融機関窓口（申込書は市内金融機関に備え付けてあります。）

持ち物：納付通知書 通帳（キャッシュカード） 金融機関届出印

(3) 対応金融機関（静岡市指定金融機関等）

対応金融機関 申込方法	みずほ	三菱UFJ	三井住友	静岡	スルガ	清水	静岡中央	あいち	名古屋	しずおか焼津	静岡	島田掛川	富士	ろうきん	清水農協	静岡市農協	東日本信漁連	ゆうちょ
WEB				○	○	○	○		○	○	○				○	○		○
ペイジー				○		○				○	○				○	○		○
金融機関窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	○

※1 静岡県内に所在する店舗に限る

(4) 口座振替の開始

原則、申込日の翌月末の納期から口座振替となります。

※6月末納期開始分、ペイジー申込分、ゆうちょ銀行は別にお問合せください。

(5) 口座の変更方法

新たな口座で申込みを行うと、それまでの口座登録は廃止されます。

前登録口座に廃止手続きは不要です。

(6) 口座振替の廃止

廃止の手続きは、登録口座のある金融機関窓口での廃止手続きをお願いします。

(7) 口座振替不能な場合

再振替はできません。振替日の5営業日後に口座振替不能通知（ハガキ）を送付します。お近くの金融機関で、納付してください。

納付書による納付（口座振替が原則ですので、口座振替の申込みをお願いします。）

取扱金融機関 ゆうちょ銀行を除く、静岡市指定金融機関等（25ページ参照）

バーコード付き納付書（バーコードの取扱期限内に限る。）

店頭での現金による納付（店頭でクレジットカードおよび電子マネーによる納付はできません。）

納付場所 取扱コンビニエンスストア【セイコーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店（イオン、ウエルシア、エスポート、静鉄ストア、ヒバリヤ、マックスバリュ等の一部店舗）】

スマホアプリによる納付（バーコードを撮影して納付します。通信料はお客様負担となります。領収書は発行されません。）

インターネットバンキング

〈利用アプリ〉



<https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html>

Rakuten 楽天銀行

楽天銀行は楽天銀行コンビニ支払いサービスでも納付できます。

各金融機関のインターネットバンキング対応口座が必要です。

電子マネー

各電子マネーアプリの「請求書（支）払い」メニューから納付できます。



※ファミペイのみ注意事項

取扱上限10万円となります。支払確認画面は収納代行NTTデータと表示されます。

※バーコード付き納付書に関する注意事項

株式会社NTTデータによる収納代行サービスです。納付書一枚当たりの取扱上限金額は30万です。納付書1枚ごとに手続きが必要です。クレジットカード納付のみ手数料が発生します。収納代行業者を経由するため、市での納付確認までに時間がかかります。

※納付書による納付に関する注意事項

納付した保険料が減額更正（何らかのお手続きにより減額）となった場合は、過誤納金として還付（お返し）します。口座振替以外で納付の場合は、振込口座を指定していただく書類発送のため、還付までに相当の期間を要します。

クレジットカード

〈利用アプリ〉



<https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html>

〈利用可能ブランド〉



納付手数料

納付金額（1回当たり）	決済手数料（税込み）
1円から 5,000円	27円
5,001円から10,000円	82円
10,001円から20,000円	165円
20,001円から30,000円	275円
30,001円から40,000円	385円
40,001円から50,000円	495円
以降、10,000円ごとに	110円

(8) 督促状

納期限までに納付がない場合は、納期限の20日以内に督促状が発送されます。（静岡市国民健康保険条例第27条）

納期限後、督促状送付までに納付した場合、行き違いとなりますので、二重納付にご注意ください。

特別徴収

年金が年金受給者に支払われる前に年金から保険料を差し引きする納付方法です。金融機関に支払いに行く必要もなく、口座振替の申込みも必要ありません。

(1) 対象となる人（国民健康保険法施行令第29条の13）

国保に加入している65歳から74歳までの世帯主（擬制世帯主を除く。）で、以下の3つの条件すべてに該当する人

- ①世帯で国保に加入している人全員が65歳から74歳までであること。
- ②介護保険料を特別徴収している年金があること。
- ③介護保険料と国保の保険料を合わせた金額が、②の年金の1回の支給額の2分の1を超えないこと。

(2) 開始月

- ・今年度から条件を満たした、または今年度の特別徴収判定期限（7月上旬）までに条件を満たし賦課決定された場合は、9月までは普通徴収、10月から特別徴収となります。
- ・年度途中の加入等で条件を満たして今年度の特別徴収判定期限（7月上旬）以降に賦課決定された場合は、来年度10月から特別徴収となります。（来年度9月までは普通徴収です）

(3) 特別徴収とならない場合

- ・世帯主が年度途中で75歳に達する場合、その年度は仮徴収（次ページ参照）が適用されず普通徴収となります。
- ・世帯主が変更するなど、世帯構成に変更があった場合は、特別徴収している世帯も普通徴収に切り替わることがあります。

(4) 仮徴収とは

保険料は、加入者の前年の所得に応じて計算されますが、市民税額の根拠となる所得が確定する6月まで、保険料は決定しません。そのため、仮徴収として、前年度最終徴収月(2月)の保険料額と同額を4月、6月、8月にそれぞれ差し引きます。6月に保険料が確定したあと、10月、12月および2月の本徴額を増減させることで、1年間の保険料を徴収します。

仮徴収の計算例

令和6年度 (年間保険料額 150,000円)	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円

※2月本徴収と同額で4月・6月・8月に仮徴収されます。

令和7年度 (年間保険料額 120,000円)	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	30,000円	30,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※10月からの本徴収は年間保険料から仮徴収を引いた後の金額で計算されます。

(5) 特別徴収ではなく普通徴収を希望する場合〈国民健康保険法施行令第29条の13第1項第4号〉

特別徴収となった世帯で今までどおり普通徴収による納付を希望する人は、次の条件のいずれかに該当する場合に限り納付方法を変更することができます。ただし、口座振替での納付に限りです。

- ① 保険料(税)の滞納がなく、2年以上督促状が発送されていない人
- ② 保険料(税)の滞納がなく、保険料の誠実な納付を確認する書類を提出した人

※普通徴収に変更したのち、保険料を滞納した場合、特別徴収に戻りますので、あらかじめご了承ください。納付方法の変更は、窓口での手続きが必要です。詳しくは各区役所保険年金課までお問い合わせください。

5 所得税などの社会保険料控除

その年(1月～12月)にお支払いいただいた保険料(税)は、所得税、市県民税の申告時に社会保険料控除として、全額を控除できます。領収書は大切に保管してください。確定申告などの社会保険料控除には納付の証明書類の添付は原則必要ありません。通帳(取引履歴)、領収書を確認して計上してください。

領収書の紛失などで納付金額が確認できない場合は「保険料納付額確認書」を発行します。必要な方は区役所保険年金課までお問い合わせください。静岡市のホームページから電子申請することもできます。

6 減額・免除制度

次の特別な事由により保険料の納付が困難な場合、世帯の実情に応じて申請により保険料を減額または免除する制度があります。

- ① 公私の扶助(生活保護、就学援助*)を受けている場合。
- ② 災害、傷病、倒産などによる失業や事業の廃止で前年に比べ所得が著しく減少した場合で、令和6年中の所得が1,000万円以下の世帯。
 - ・自己都合による退職や懲戒免職などは当てはまりません。
 - ・非課税所得を含んだ所得の前年比減少率が20%未満の場合は対象になりません。
 - ・24ページ『3(4)非自発的失業者に対する軽減』の届出をした人は、同様の理由による減額、免除の申請はできません。
- ③ 災害により資産に損失を受けた場合で、令和6年中の所得が1,000万円以下の世帯。

この制度の申請にあたっては、収入、資産状況などについて制限(令和7年中の見込み所得および預貯金等の資産の合計が1,000万円以下の世帯)があります。減額免除につきましては、申請後に審査を行いますので、お住まいの区の保険年金課での手続きをお願いします。申請期限は、納期限の7日前、特別徴収の場合は対象年金各支払日の7日前(厳守)までです。ご用意いただく証明書類などがありますので、ご不明な点がございましたら、事前にお住まいの区の保険年金課までお問い合わせください。

※国民健康保険料を既に納付済の場合、または届出の遅れにより発生した過年度の保険料は、減免対象になりません。
※就学援助を希望される方は、お子様の通われている各小学校、中学校へお問い合わせください。

7 保険料の納付が困難な人は

保険料の納付が困難な場合は、納期限までに福祉債権収納対策課にご相談ください。災害、失業など特別な理由により納付が困難になった人に対して、申請により支払猶予をする制度があります。(国民健康保険法第77条)

保険料を滞納すると…

- ・保険料にあわせ、滞納期間に応じて計算される延滞金も納付することになります。
- ・督促状が送付された後も滞納が続くと、財産の差押えなど法律に基づく滞納処分を受けることになります。